

「生活衛生同業組合活動推進月間（11月1日～11月30日）」について

業種ごとに設立された生衛業の自主的な活動組織である「生活衛生同業組合」では、衛生水準の維持・向上を図り、消費者に安全・安心なサービスを提供するための活動をしています。生衛法の制定後60年が経過し、組合の設立趣旨に対する意識の希薄化や組織基盤の脆弱化が生じていることから、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関等と連携し、組合加入促進のための周知広報や組合活動の活性化のための取組みを行っています。

当指導センターでは、行政機関等の協力を得て、衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催、広報事業に関する情報入手や周知活動、知事等に対する組合活動の支援要請の実施を行います。活動推進へのご協力をよろしくお願いいたします。

京都府内において下記のリーフレットを配布しています。組合加入についてのご案内や経営相談等お気軽にご相談ください。

生活衛生同業組合に加入するとこのようなメリットが受けられます。

- 1

最新情報の入手と人脈づくりができます。
- 2

生活衛生融資が有利な条件で利用できます。
- 3

研修会・講習会に参加できます。
- 4

無料相談が受けられます。
- 5

団体保険に加入ができます。
- 6

各業の個別特典で経費節約

京都府各生活衛生同業組合 連絡先			
組合名	電話番号	組合名	電話番号
理容組合	(075) 841-2558	食鳥肉販売業組合	(075) 326-3651
クリーニング組合	(075) 313-0380	寿司組合	(075) 321-5448
公衆浴場業組合	(075) 801-1301	喫茶飲食組合	(075) 256-1647
興行協会	(075) 533-3010	中華料理組合	(075) 222-2580
旅館ホテル組合	(075) 221-6231	料理組合	(075) 221-5833
食肉組合	(075) 691-3393	飲食業組合	(075) 252-3145
美容業組合	(075) 811-0211	社交料飲組合	(075) 722-2051
麺類飲食業組合	(075) 221-3964		

◆ **衛生水準の確保・向上事業推進会議**（平成30年8月23日）

各生衛組合事務局・京都府・京都市・日本政策金融公庫が出席した今年度第1回目の会議では、事業の活動内容として ①行動計画及び実施報告書の作成 ②新規営業許可店舗名簿の提供 ③広報資料の配布についての説明を行い、知事等に対する組合活動の支援要請活動の連携や協力体制についての確認を行いました。



「標準営業約款普及登録促進月間（11月1日～11月30日）」について

標準営業約款制度（通称：Sマーク）は、消費者利益擁護の観点から、生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、消費者が業者からのサービスや商品を購入する際の選択の利便を図ることを目的に創設された制度です。現在、理容業・美容業・クリーニング業・めん類飲食店営業・一般飲食店営業の5業種が厚生労働大臣の認可を受けており、全国で約4万店が登録しています。



本制度では、毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、上記5業種の業者及び消費者に対し、制度の普及と業者の登録促進を図る活動を行っています。当指導センターでは、関係機関等と連携し、登録店や消費者へPRリーフレット等の配布、機関紙等への広報協力依頼の活動を実施いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。



Sマーク専用HP <https://s-mark.jp/> (公財) 全国生活衛生営業指導センターHP内

指導センター事業開催報告

◆ 生衛業収益力向上セミナー（平成30年9月3日）

【第1部】『売上アップにつながる人脈力の作り方』

TOP CONNECT株式会社 代表取締役 内田 雅章 氏 よりご講演をいただきました。一つ一つの出会いを意識的にアイデアと行動力に変換し、実行に移すことによって人脈と商売に繋げていくヒントを講師の体験談をユーモラスに交えながら、生衛業こそ出会いを個性的な発想で人脈形成や売上アップに繋げていくことができる業種であることをお話いただきました。



【第2部】『最低賃金制度と助成金の活用について』

京都働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 納谷 朋美 氏 より 事業者が知っておくべき制度の概要と業務改善助成金の活用についてお話をいただきました。

【第3部】『消費税軽減税率制度の説明』

左京税務署 法人課税第一部門 総括上席国税調査官 白竹 恵理 氏 より 来年10月に予定されている消費税軽減税率制度のポイントについてお話をいただきました。



◆ 経営マネジメント研修（麺類飲食業組合／共催事業）（平成30年9月19日）

「消費税軽減税率対策及びインボイス制度」及び「軽減税率施行に伴うレジ端末の改造点」について、軽減税率の対象となる飲食料品の範囲についての説明と軽減税率対応レジを使ったデモンストレーションが行われ、今後の対策を含めた意義のある研修会となりました。

チェックしなくちゃ。最低賃金

今年も変わります！

京都府 最低賃金

平成30年 10月1日から <時間額> **882**円 ↑26円 UP

京都府最低賃金のお知らせ

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、平成30年10月1日より時間額が882円となりました。

京都府最低賃金は、京都府内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイトも含む）と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。小規模事業者の生産性向上を支援するための「業務改善助成金」の制度もありますので、詳細については下記までお問合せください。

● 問合せ先

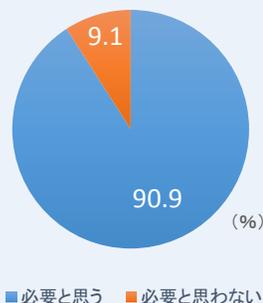
京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215

京都働き方改革推進支援センター TEL 0120-420-825（ワンストップ無料相談窓口）

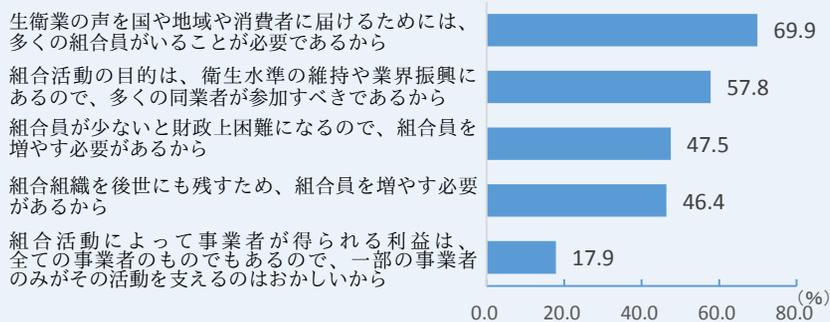
最低賃金に関する特設サイト <https://pc.saiteichingin.info/>

生衛業の振興と生衛組合に関するアンケート調査結果 ⑩

「組合員を増やす必要性」について



「組合員を増やすことが必要な理由」について



組合員を増やすことの必要性については「必要と思う」が約91%を占め、必要と答えた者が組合員増員が必要とする理由は「国、地域や消費者への働きかけには、多くの組合員がいることが必要であるから（69.9%）」が最も高くなっています。現在、生衛組合の有する地域の安全・安心を守る社会的機能（ソーシャルキャピタル）の活用が期待されており、組合活性化のためのメリット強化や支援に対する様々な取組みがなされています。

●全国指導センターホームページ『生活衛生同業組合に関するアンケート調査結果（組合員調査）』（平成27年度）より抜粋
http://www.seiei.or.jp/db-pdf/kumiai_houkoku_H27kumiaiin.pdf

指導センター事業開催報告・お知らせ

◆指導センター理事会・協議会理事会（平成30年9月19日）

センター理事会では ①第38回京都SeeLフェア開催要領に関する件 ②生活衛生営業振興事業資産の活用に関する件について、協議会理事会では ①京都府知事表彰者及び京都府生活衛生同業組合協議会会長表彰者の選考に関する件について諮ったところ、原案どおり承認されました。



◆経営特別相談員研修会

生活衛生改善融資推薦団体連絡協議会（平成30年10月5日）

【研修会】①収益力向上セミナー「私の経営」について、飲食業組合理事長 牧野 順二 氏より 家業を引き継ぎ繁盛店へと発展していく過程や今後の店舗経営のあり方や展望について、理容組合 理事・教育部長 根津 英和 氏より 店舗経営における成功の法則として、他店にない取組みや「こだわり」の重要性などをお話いただきました。



②最低賃金制度と助成金の活用について、京都働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 小澤 裕美子 氏より 事業者が知っておくべき制度の概要と業務改善助成金についてお話をいただきました。

【推薦団体連絡協議会】日本政策金融公庫より ①公庫取引先の景況 ②生活衛生融資の現状 ③生衛業経営改善資金特別貸付の限度額拡充に関する留意事項 ④公庫融資の活用についての説明がなされ、今後の連携についての認識を深めました。

【会議・研修会等】

●後継者育成支援事業職場体験授業／平安女学院中学校

日時 平成30年11月8日（木）～10日（土）
 場所 全26店舗（理容・興行・旅館ホテル・美容・麺類・寿司・喫茶・中華・料理 各組合）

●生活衛生営業経営研修会・生活衛生功労者表彰式

日時 平成30年11月27日（火）14：30～
 場所 京都ガーデンパレス
 研修会 演題：新しい収益事業の進め方
 ～おたべを出発点としてテーマパークなどへの進出～
 講師：酒井 英一 氏／株式会社 美十 顧問

●後継者育成支援事業出前授業／寿司組合

日時 平成30年11月30日（金）
 場所 京都市立洛風中学校

Kyoto SeeL通信

Vol.195 2018Autumn

編集・発行人

山岡景一郎

公益財団法人
 京都府生活衛生営業指導センター

京都市左京区田中西樋ノ口町90
 TEL 075-722-2051
<http://www.Kyoto-seel.com/>

Homepage

Facebook

